

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府援助琉球政府財政赤字問題 (1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43565

日本創成中心
藤田 隆
藤田 隆

秘
無期限

琉球政府財政の健全化のための
方策について（日本側見解）
（案）

昭和45 626
アメリカ周北米第一課

1. 琉球政府の1971年度予算の取扱い

- (1) 当面の琉球政府の1971年度予算の取扱いについては、立法院において予算が成立した後、日米両政府が協力して財政健全化の見地から、琉球政府に対し、71年度内での起債を最小限にする（特に目下琉球政府が予定している600万ドルの市中銀行からの借入れは行なわ^なないようにする。）方向での実行予算を作成せしめることが必要と考えられる。
- (2) 上記(1)との関連で、日本政府としては、次の方向で琉球政府を強力に指導する用意がある。すなわち、
 - (i) 琉球政府に対し、一部単独事業の実施延期及び人件費の抑制を行なうよう勧告する。特に人件費の抑制については、(1)欠員不補充方針の堅持、(2)勸奨退職計画の強化、及

び(3)人事委員会の給与勧告の適正化につき琉球政府を指導する。

- (ii) 下半期前の12月に沖縄の経済状況及び税の執行状況等を再検討し、税取増のための方策につき琉球政府を指導する。

2. 1972年度以降に係る問題

- (1) 1972年度以降の琉球政府財政健全化の方策については、沖縄の本土復帰準備の見地から総合的に検討することが必要である。ただし、上記検討にあたっては、まず日米両政府間において、基本問題についての意見の調整を行ない、その上で琉球政府をまじえ具体策につき協議することとすることが適当である。なお、日本側の来年度予算策定の準備もあり、本件検討は早急に行なり必要がある。
- (2) 上記(1)の見地から日本側としては、まず次の点につき米側の同意をえたい。
 - (i) 琉球政府の予算（編成及び運用）に対する日本政府の直接の指導、監督を強化する。（この見地から、日本政府としては、地方

財政の専門家を沖縄に派遣し、琉球政府の財政事情を調査し、その改善の方策につき勧告する用意がある。))

(四) 琉球政府の税制を本土並みにするための準備としての琉球政府の税制改正計画を日米琉球政府間で協議作成する。その際布令税の廃止についても協議する。

(五) 米側の1972年度の沖縄関係予算について日本側援助計画との事前の調整を行なう。(特に米側プロジェクトの日本側の引継ぎ計画につき検討するとともに、それにより生じた資金の余裕分を琉球政府が自由に使用しうる財源に廻すことを考慮する。)

秘
無期限

対策訂正

琉球政府財政の健全化のための
方策について(日本側見解)

(案)

昭和45.6.26

~~チリチリ北東第一課~~

1. 琉球政府の1971年度予算の取扱い

(1) 当面の琉球政府の1971年度予算の取扱いについては、立法院において予算が成立した後、日米両政府が協力して財政健全化の見地から、琉球政府に対し、71年度内での起債を最小限にする(特に目下琉球政府が予定している600万ドルの市中銀行からの借入れは行なわ^てないよう^にする。)方向での実行予算を作成せしめることが必要と考えられる。

(2) 上記(1)との関連で、日本政府としては、次の方向で琉球政府を強^く指導する用意がある。すなわち、

(i) 琉球政府に対し、^{71年度予算の最終見込の確定が}一部事業の^{延期}実施^を期^を及^び人件費の抑制を行なうよう^に指導^する。特に人件費の抑制については、(1)欠員不補充方針の堅持、(2)勸奨退職計画の強化、及

及び人事委員会の給与勧告の適正化につき
琉球政府を指導する。

(2) 下半期前の12月に沖縄の経済状況及び
税の執行状況等を再検討し、税収増のため
の方策につき琉球政府を指導する。

~~11月20日 中野 田中 佐藤 長瀬 山本 小野 松本 高橋 橋本 坂本 佐々木 鈴木 木村 高木 斎藤 伊藤 渡辺 山崎 水野 山本 石川 山口 村上 高橋 橋本 坂本 佐々木 鈴木 木村 高木 斎藤 伊藤 渡辺 山崎 水野 山本 石川 山口 村上~~

(1) 琉球政府税制の整備については、復
帰までのスケジュールに^{ついでに日本政府と17の}関し、政府部内
で早急に検討を行い、その具体的
実行案を策定する。日・米・琉の
協議を^(米と国々以上)

この場合、布令税制に^{関し}も政府
の意向を^{反映}し、協議を行う。

3) とくは、石油税制については、本土
並み課税と9月連に^{関し}も、内政
の石油課徴金廃止の^{問題}を
検討する。ことと^{した}。

(2) 71年度対沖縄援助費と12月保
守は日本政府予算(調整費)につ
いて、琉球政府の財政運営及び上記
日・米・琉間の協議、その税制改
正措置等、推移を^みて、この財政
健全化対策と12月使用に^{関し}も、政府内
部の調整と^ついて、通期に^決定する。

(3) 対日日本政府と1710 米側11対し、次の点の
 追加を要する。
 (1) 上記 (2)の(1)の税制整備(1972)
 1972の日本税制(1972)の米側11対し、
 1972及び1973の税制整備(1972)

米側政府と米側プロジェクトの日本
 (12) 1973年3月 経済計画等、1972年の検討
 はあわせて、(71年度においても) 由財
 納付金の復活又は米側政府援助金
 の一部振り替へについて検討。

2 1972年度以降に係る問題

- (1) 1972年度以降の琉球政府財政健全化の
 方策については、沖縄の本土復帰準備の見地
 から総合的に検討することが必要である。た
 だし、上記検討にあたっては、まず日米両政
 府間において、基本問題についての意見の調
 整を行ない、その上で琉球政府をまじえ具体
 策につき協議することとすることが適当であ
 る。なお、日本側の来年度予算策定の準備も
 あり、本件検討は早急に行なう必要がある。
- (2) 上記(1)の見地から日本側としては、まず次
 の点につき米側の同意をえたい。
- (1) 琉球政府の予算(編成及び運用)に対す
 る日本政府の直接の指導、監督を強化する。
 (この見地から、日本政府としては、地方

財政の専門家を沖縄に派遣し、琉球政府の
 財政事情を調査し、その改善の方策につき
 勧告する用意がある。)

(4) ~~琉球政府の税制を本土並みにするための
 準備としての琉球政府の税制改正計画を日
 米琉球政府間で協議作成する。その際、各
 税の廃止についても協議する。~~

(5) ~~米側の1972年度の沖縄関係予算につ
 いて日本側援助計画との事前の調整を行な
 う。(特に米側プロジェクトの日本側への引
 續き計画につき検討するとともに、それ
 より生じた資金の余裕分を琉球政府が自由
 に使用しうる財源に廻すことを考慮する。)~~

秘

「琉球政府財政の健全化のための方策について」の北米一課案に対する意見

4.5.6.26

総務部 振興課

(一) 1の(2)中「強かに指導する」とあるうち「強かに」を削除する。

(二) 1の(2)の(イ)の文中「一部単独事業云々」とあるのは次のように訂正する。

「琉球政府に対し、71年度予算の最終見送りの確定するまで一部単独事業の実施を延期するとともに、人件費の抑制を行うよう指導する。」

(三) 1の(2)の(ロ)のフキ、フキの各項を入れる。

(イ) 琉球政府税制の整備については復帰までのスケジュールに関し、政府部内で早急に検討を行いその具体的実行案を策定のうえ、日米琉で協議する。

この場合、布令税制についても改廃の方向があわせて協議を行う。

(ニ) とくに、石油税制については、本土並み課税との関連における米政府の石油課徴金廃止の問題を検討する。

(ホ) 71年度対琉援助費として留保された日本政府予算(調整費)については、琉球政府の財政運営及び上記日米琉間で協議された税制改正措置等の推移をみまこれが財政健全化対策としての使用を政府内部の調整をまっす適期に決定する。

(ハ) 米米政府は米側プロジェクトの日本側への引継ぎ計画等についての検討にあわせて、71年度においても油脂納付金の復活又は米米政府援助金の一部

振り替へについて検討する。

(四) 石の(ニ)の(ロ)を削除する。

(五) 石の(ニ)の(ハ)のうち()の文章を削除する。

秘
無期限

琉球政府財政の健全化のための
方策について(日本側見解)
(第2案)

昭和45. 6. 27
アメリカ局北米第一課

1. 琉球政府の1977年度予算の取扱

(1) 当面の琉球政府の1977年度予算の取扱
いについては、立法院において予算が成立し
た後、日米両政府が協力して財政健全化の見
地から、琉球政府に対し、77年度内での起
債を最小限にする(特に目下琉球政府が予定
している600万ドルの市中銀行からの借入
れは行なわせないようにする。)方向での実
行予算を作成せしめることが必要と考えられ
る。

(2) 上記(1)との関連で、日本政府としては、次
の方向で琉球政府を指導する用意がある。す
なわち、

(1) 琉球政府に対し、77年度予算の最終見
通しの確定するまで一部単独事業の実施を
延期するとともに、人件費の抑制を行なう

よう指導する。特に人件費の抑制につい
ては、(1)欠員不補充方針の堅持、(2)勸奨退職
計画の強化、及び(3)人事委員会の給与勧告
の適正化につき琉球政府を指導する。

(2) 下半期前の12月に沖縄の経済状況及び
税の執行状況等を再検討し、税収増のため
の方策につき琉球政府を指導する。

(3) 琉球政府税制の整備については、復帰ま
でのスケジュールについての日本政府とし
ての案を早急に固めた上で、日米間で協議
する。

(4) 77年度対沖縄援助費として留保された
日本政府予算(調整費)については、琉球
政府の財政運営及び上記日米琉間で協議さ
れた税制改正措置等の推移をみて、これが
財政健全化対策としての使用を政府内部の
調整をまつて適期に決定する。

(5) また日本政府としては、米側に対し、次の
点の協力を要望したい。

(1) 上記(2)の(1)の税制整備についての日米議

間での協議の際、布令税制の改廃についてもあわせて協議したい。

特に石油税制については、本土並み課税との関連において、民政府の石油課徴金廃止の問題を検討することとしたい。

- (4) 7/年度においても、(1) ~~米民政府は~~米側プロジェクトの日本側への引継ぎ計画等について協議したく、これにあわせて(4) 油類納付金の復活または米国政府奨励金の一部振り替えについて協議したい。

2 1972年度以降に係る問題

- (1) 1972年度以降の琉球政府財政健全化の方策については、沖縄の本土復帰準備の見地から総合的に検討することが必要である。ただし、上記検討にあたっては、まず日本両政府間において、基本問題についての意見の調整を行ない、その上で琉球政府をまじえて具体策につき協議することとするのが適当である。なお、日本側の来年度予算策定の準備もあり、本件検討は早急に行なり必要がある。

- (2) 上記(1)の見地から日本側としては、まず次の点につき米側の同意をえたい。

(4) 琉球政府の予算(編成及び運用)に対する日本政府の直接の指導、監督を強化する。(この見地から、日本政府としては、地方財政の専門家を沖縄に派遣し、琉球政府の財政事情を調査し、その改善の方策につき勧告する用意がある。)

- (4) 米側の1972年度の沖縄関係予算について日本側奨励計画との事前の調整を行なり。

秘
無期限

琉球政府財政の健全化のための
方策について(日本側見解)
(第2案) 昭和45.6.27
アメリカ局北米第一課

1. 琉球政府の1971年度予算の取扱い

(1) 当面の琉球政府の1971年度予算の取扱いについては、立法院において予算が成立した後、日米両政府が協力して財政健全化の見地から、琉球政府に対し、71年度内での起債を最小限にする(特に目下琉球政府が予定している600万ドルの市中銀行からの借入を^{を返済と併せて返済}削減するようにする。)方向での実行予算を作成せしめることが必要と考えられる。

(2) 上記(1)との関連で、日本政府としては、次の方向で琉球政府を指導する用意がある。すなわち、

(1) 琉球政府に対し、71年度予算の最終見通しの確定するまで一部事務事業の実施を~~延期する~~、人件費の抑制~~を行なう~~
(^{等の措置を講ずる})

よう指導する。特に人件費の抑制については、(4)欠員不補充方針の堅持、(4)勤労退職計画の強化、及び婦人事業委員会の給与助金の適正化につき琉球政府を指導する。

(2) 下半期前の12月に沖縄の経済状況及び税の執行状況等を再検討し、税取増のための方策につき琉球政府を指導する。

(3) 琉球政府税制の整備については、復讐までのスケジュールについての日本政府としての案を早急に固めた上で、日米間で協議する。

(4) 71年度対沖縄奨励費として確保された日本政府予算(調整費)については、琉球政府の財政運営及び上記日米間で協議された税制改正措置等の推移をみて、これが財政健全化対策としての使用を政府内部の調整をまつて適期に決定する。

(5) また日本政府としては、米側に対し、次の点の協力を要望したい。

(1) 上記(4)の(4)の税制整備についての日米議

保留、6/30 米側に伝えたい。

間での協議の際、布令税制の復元についてもあわせて協議したい。

特に石油税制については、本土並み課税との関連において、民政府の石油課税金廃止の問題を検討することとした。

(a) ~~77年度以降~~^{後序に用連し}、(b) ~~米民政府は米側~~プロジェクトの日本側への引継ぎ計画等について^{検討が必要かよりのこいの協議}協議したく、~~これにあわせて~~石油助付金の復活または米民政府奨励金の一部振り替えについて協議したい。

2 1972年度以降に係る問題

(1) 1972年度以降の琉球政府財政健全化の方策については、沖縄の本土復帰準備の見地から総合的に検討することが必要である。ただし、上記検討にあたっては、まず日米両政府間において、基本問題についての意見の調整を行ない、その上で琉球政府をまじえて具体策につき協議することとするのが適当である。なお、日本側の来年度予算策定の準備もあり、本件検討は早急に行なり必要がある。

(2) 上記(1)の見地から日本側としては、まず次の点につき米側の同意をえたい。

(i) 琉球政府の予算(編成及び運用)に対する日本政府の直接の指導、監督を強化する。(この見地から、日本政府としては、地方財政の専門家を沖縄に派遣し、琉球政府の財政事情を調査し、その改善の方策につき報告する)用意がある。)

(ii) 米側の1972年度の沖縄関係予算について日本側奨励計画との事前の調整を行なう。

() 丹保前。6/30 米側へ伝えず。

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印) 平	符号表示 暗 略 平	総第 号
	第 117 号	昭和 年 月 日 時 分 発
	大至急 (至急)・普通・LTF	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米分/課長	主管局部課 (室) 名 北米1 起案 昭和45年6月30日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-------------------------------	--

協議先
系之長
年規長

在 沖繩高瀬 臨時代理大使 代理 であて 夏知 大臣 発
総領事

在 米下田 臨時代理大使 代理 であて
総領事

件名
琉政の財政健全化に用いた日米協議
貴電沙58号に用い、
1. 琉球政府の財政健全化に用いた
在京米國大使館と当省及び沖繩
北方対策庁の事務レベル協議に
30日当省において用催し、当方別

(※印刷内は電信録記入)

5/21 付

(昭和四二・七一改正)

GB-1

別電の通り「琉球政府財政健全化の方策に用いた見解」対策等を通い大蔵省、自治省とも協議済み)を口頭を以て申し入れたこと。先方早急に検討の上今週末を目途として米側の方策を連絡越す旨約した。

2. なお、今後の進め方に用い、当方沖繩関係予算の準備(とくに大蔵省の概算要求及びその中に先立つ米琉双方との非公式協議)と都合もあり、上記1.の東京における協議を通い、7月中旬までに琉球政府の財政健全化の方策に用いた基本的了解を連絡することとした旨

GB-3

外務省

申し入水、米側もその方向で努力
 相旨約した。
 別電とともに、米に転電した。
 (3)

GB-3

外務省

漢

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘	符号表示 暗 (略) 平	総第 3922C 号
	※ 第 1225 号	※ 昭和 45.6.30 日 10 時 56 分 発
	大至急 (至急) 普通 LTF	※ 発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北 起案 昭和 46 年 6 月 30 日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-------------------------------	---

協議先

在 米 下 田 (大使) 臨時代理大使
 総領事 代理 あて 夏知 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
 報 総領事 代理 あて

件名 琉球の財政健全化に用いた米中協定

沖縄に転電米北1号(17号)転電

30 121

(9)

(昭和四十二年一月改正)

GB-1

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 <u>略</u> 平	総第 39242 号
<u>秘</u>	第 1226 号	昭和 45 年 6 月 30 日 時 分 発
	大至急 <u>至急</u> 普通 LTF	発電係 <u>吉川</u>

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和45年6月30日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-------------------------------	--

協議先

在 米下田 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 於 夏知 大臣 發

電 在 大使 臨時代理大使
 報 在 総領事 代理 於

件名 日米協議
琉球の財政健全化に用いた米米輸入

沖縄返還
往電米北1第118号転電

30 123

599

写
濟

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七二改正)

GB-1

秘
無期限

琉球政府財政の健全化のための
方策について(日本側見解)
(第2案) 昭和45.6.27
アメリカ領北米第一課

1. 琉球政府の1977年度予算の取扱い

(1) 当面の琉球政府の1977年度予算の取扱いについては、立法院において予算が成立した後、日本両政府が協力して財政健全化の見地から、琉球政府に対し、77年度内での総債を最小限にする(特に目下琉球政府が予定している600万ドルの市中銀行からの借入^(借入額を削減する)を~~削減~~より減少する。)方向での実行予算を作成せしめることが必要と考えられる。

(2) 上記(1)との関連で、日本政府としては、次の方向で琉球政府を指導する用意がある。すなわち、

(i) 琉球政府に対し、77年度予算の最終見直しの際まで一部単独事業の実施を~~延期~~に^(予算措置と検討)、人件費の抑制を~~行なう~~

より指導する。特に人件費の抑制については、(1)欠員不補充方針の堅持、(2)勤務退職併用の強化、及び樹人事業委員会の給与助金の適正化につき琉球政府を指導する。

(ii) 下半期前の12月に沖縄の経済状況及び税の執行状況等を再検討し、返取増のための方策につき琉球政府を指導する。

(iii) 琉球政府税制の整備については、復帰までのスケジュールについての日本政府としての案を早急に固めた上で、日本流で協議する。

~~(iv) 77年度対沖縄援助費として確保された日本政府予算(調整費)については、琉球政府の財政運営及び上期日本両面で協議された税制改正措置等の進捗をみて、これが財政健全化対策としての活用を政府内務の調整をまつて適切に決定する。~~

仔細に
米側に
伝える

(2) また日本政府としては、米側に対し、次の点の協力を要望したい。

(i) 上記(ii)の内の税制整備についての日本流

開での協議の際、布令発給の段階についてもあわせて協議したい。

特に石油税制については、本土並み課税との関連において、民政府の石油課税金増止の問題を検討することとしたい。

(a) ~~77年度に於いて~~、(b) ~~米民政府が米朝プロジェクトの日本側への引継ぎ計画等について協議した~~、^{後述に因連し} ~~を~~、^{検討の必要がないので、この協議} ~~を~~あわせて(向)石油助付金の復活または米朝政府奨励金の一部振り替えについて協議したい。

2 1972年度以降に係る問題

(1) 1972年度以降の琉球政府財政健全化の方策については、沖縄の本土復帰準備の見地から総合的に検討することが必要である。ただし、上記検討にあたっては、まず日米両政府間において、基本問題についての意見の調整を行ない、その上で琉球政府を主として具休策につき協議することとすることと本意である。なお、日本側の来年度予算策定の準備もあり、本件検討は早急に行なり必要がある。

(2) 上記(1)の見地から日本側としては、まず次の点につき米朝の同意をえたい。

(a) 琉球政府の予算(編成及び運用)に対する日本政府の直接の指導、監督を強化する。(この見地から、日本政府としては、~~地方~~財政の専門家を沖縄に派遣し、琉球政府の財政実績を調査(し、その改善の方策につき報告する)用意がある。)

(b) 米朝の1972年度の沖縄関係予算について日本側奨励計画との密接の調整を行なう。

(c) 丹保前。6/30 米朝に傳えず。